道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案新旧対照条文

\circ	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	
内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)(附則第七条関係)	健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う道州制特別区域に	健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第号)	治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)(附則第五条関係)	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(附則第四条関係)	目次
	制特別区域における広域行政の推	(附則第六条関係)	•	•	
•	進		•	•	
•	に関する法律	•	•	•	
•			•		
•	(附則第六条関係)	•	•	•	
•	六条盟	:	•	•	
•	係()	•	•	•	
•		•	•	•	
•	•	•	•	•	
•	•	•	•	•	
•	•	•	•	•	
•	•	•	•	•	
· · 7	• • 5	· 4	· 2	· · 1	
(J	4	<i>∠</i> ı	T	

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(附則第四条関係)道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案新旧対照条文

				(僧糸音 クに 。 立 言 ら
咨	正案		現	行
		第 第	ラスプラー・ラスでは、アンスラスでは、アンスラスでは、アンスのでは、アい	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
おける用語の意義型備考 この表の下欄の	おける用語の意義及び字句の意味によるものとする。 楊 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律に	備考 この表	の意義及び字句の意味によるものとする。の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律に	のとする。 意味は、上欄に掲げる法律に
法律	事	法律	事	務
略	略	略	略	r-Li
高齢者、障害者 第二	第三十二条の規定により国道に関して市町村が処理す	高齢者、障害者	者 第三十二条の規定により国道に関して市町村が処理す	道に関して市町村が処理す
等の移動等の円るこ	ることとされている事務(費用の負担及び徴収に関す	等の移動等の円	円 ることとされている事務(費用の負担及び徴収に関す	費用の負担及び徴収に関す
滑化の促進に関るオ	るものを除く。)	滑化の促進に関	関しるものを除く。)	
する法律(平成		する法律(平成	成	
十八年法律第		十八年法律第		
号)		号)		
政の推進に関するこ	ることとされている特定事務等			
る法律(平成十				
八年法律第				
号)				

(傍線部分は改正部分)

(
傍線部分は改正部へ	
部分)	

2 治水勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出と第四条 (略) (治水勘定の歳入及び歳出)	4 (略) ———————————————————————————————————	よる無利子の貸付けに係るものをいう。等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条の規定に	機構が施行し、かつ、これに要する費用を国が交付するもの及び民間資金て国が負担し、補助し、又は交付金を交付するもの、独立行政法人水資源	道府県知事又は市町村長が施行し、かつ、これに要する費用の一部についるが一項の「治水事業」とは、次に掲げる事業で、国が施行するもの、都	四〜六(略) で市町村長が施行するものに係る負担金又は補助金の交付	交付金の交付及び次項第一号に掲げる事業(第四項の規定に該当するものを除く。)で都道府県知事が施行するものに係る負担金、補助金又は	三 次項第一号から第三号までに掲げる事業(第四項の規定に該当するも一・二 (略)	うものとする。の会計においては、前項に定めるもののほか、次の事項に関する経理の会計においては、前項に定めるもののほか、次の事項に関する経理	第一条 (略)	改正案
2 治水勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出と第四条 (略) (治水勘定の歳入及び歳出)	4 (略) ———————————————————————————————————	るものをいう。 等の整備等の促進に関する法律第十三条の規定による無利子の貸付けに係	れに要する費用を国が交付するもの及び民間資金等の活用による公共施設負担し、又は補助するもの、独立行政法人水資源機構が施行し、かつ、こ	道府県知事又は市町村長が施行し、かつ、これに要する費用の一部を国が3 前二項の「治水事業」とは、次に掲げる事業で、国が施行するもの、都	四~六 (略) 。)で市町村長が施行するものに係る負担金又は補助金の交付。)	交付及び次項第一号に掲げる事業(第四項の規定に該当するものを除くのを除く。)で都道府県知事が施行するものに係る負担金又は補助金の	三 次項第一号から第三号までに掲げる事業(第四項の規定に該当するも一・二 (略)	うの	第一条(略)(設置)	現

でに規定する 第二項第二項第二 の負担 がある がある はたする はたず はたずな はたずな はたずな はたずな はたずな はたずな はたずな はたずな はたずな はた	2・3 (略) 2・3 (略)	当する金額は、毎会計年度、一般会計から治水勘定に繰り入れるものとすと親は、毎会計年度、一般会計から治水勘定に繰り入れるものとする。、補助金及び交付金並びに第四条第二項第五号に規定する貸付金の額に相と	、工事又は事務に関する事務費、同項第三号に規定する事業に係る負担金(、工事又は事務に関する事務費、同項第三号に規定する事業に係る負担金)に係る交付金で国庫が負担するもの、第一条第二項第二号に規定する事業	第七条 直轄治水事業に関する費用及び第一条第二項第四号に規定する事業 第七条 直轄治水事業に関する費用及び第一条第二項第四号に規定する事業(一般会計からの繰入れ)	四〜七 (略)	三(第一条第二項第三号に規定する事業に係る国の負担金、補助金及び交)(三)第一条第二項第三号に規定する事業に係る国の負担金及び補助金一・二)(略)(一・二)(略)(する。)(する。)(する。)(する。
--	-----------------------	---	---	---	---------	--

(傍線部分は改正部分)

(道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平第百十一条の二 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第 号)の一部を次のように改正する。 又は介護老人保健施設」に、「「介護療養型医療施設」を「「介護老人保健施設」に改め、同条第三項中「、同条第二十五項」を「又は同条第二十五項」に改め、同条第三項中「、同条第二十五項」を「不護を入保健施設」に改め、同条第三項中「、同条第二十五項」を「不護を入保健施設」に改め、同条第三項中「、同条第二十五項」を「不護を表別を「別る。	、第百十一条及び第百十一条の二の規定 平成二十四年四月一日に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 ただし、次の各号第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。 ただし、次の各号第一条 この法律は、第一条の二の規定 平成二十四年四月一日	改正案
(新設)	及び第百十一条の規定 平成二十四年四月一日	現

 \bigcirc 健康保険法等の一 部を改正する法律の施行に伴う道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律

改 正 案 現 行 、傍線部分は 改正 部 分

(附則第六条関係)

(生活保護法の 特例

第十二条 略

2 福祉施設、 特 中 広域団体の区域に所在する地域密着型介護老人福祉施設、 計画作成特定広域団体」という。)の区域に所在する地域密着型介護老人 成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体(以下この項において「 三号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作 関する法律(平成十八年法律第 祉施設又は介護老人保健施設 厚生労働大臣は、 第五十四条の二第一項及び第四項並びに第八十六条第一項の規定の適用に 設又は介護老人保健施設に限る。 の主務大臣の同意を得て、 ついては、 人保健施設について」とあるのは 別区域における広域行政の推進に関する法律第十二条第二項の規定によ 州制特別区域計画を作成したときは、 特定広域団体が別表第三号に掲げる事務に関する事項が定められている 「第五十四条の二第四項」とあるのは 同法第五十四条の二第一項中「厚生労働大臣は」とあるのは 介護老人福祉施設又は介護老人保健施設を除く。)についてそ 国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、 計画作成特定広域団体の知事は」と、 (道州制特別区域における広域行政の推進に) について」と、 「介護老人保健施設 公告の日以後における生活保護法 「第五十四条の二第四項 第七条の規定により同法別表第 同法第八十六条第一項 (当該計画作成特定 介護老人福祉施 介護老人福 「介護老 (道州制 2

第 項又は前項の道州制特別区域計画を作成した特定広域団体の区域に

3

第

3

n

適用する場合を含む。)」とする。

(生活保護法の

特例

十二条 (略)

祉施設、 州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体 規定により同法別表第三号に掲げる事務に関する事項が定められている道 ける広域行政の推進に関する法律 第五十四条の二第一項及び第四項並びに第八十六条第一項の規定の適用に 別区域における広域行政の推進に関する法律第十二条第1 は介護療養型医療施設に限る。) るのは「介護療養型医療施設 画作成特定広域団体の知事は」 は介護療養型医療施設を除く。)についてその主務大臣の同意を得て、 る地域密着型介護老人福祉施設、 以下この項において 厚生労働大臣は、 ついては、同法第五十四条の二第一項中「厚生労働大臣は」とあるの 道州制特別区域計画を作成したときは、 適用する場合を含む。)」とする。 る地域密着型介護老人福祉施設、 「第五十四条の二第四項」とあるのは 特定広域団体が別表第三号に掲げる事務に関する事項が定められて 介護老人保健施設又は介護療養型医療施設 国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、 「計画作成特定広域団体」という。)の区域に所在す (当該計画作成特定広域団体の区域に所在す と について」と、 介護老人福祉施設、 介護老人福祉施設、 (平成十八年法律第 「介護療養型医療施設について」とあ 「第五十四条の二第四項 公告の日以後における生活保護法 同法第八十六条第一 (道州制特別区域にお 介護老人保健施設又 介護老人保健施設又 一項の規定により 介護老人福 (道州制 第七条の 項中 は

当該特定広域団体の知事の指定を受けたものとみなす。 二第 介護老人福祉施設又は同条第二十五項に規定する介護老人保健施設をいう 護老人福祉施設等(介護保険法 十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十四項に規定する おいては、 て適用する生活保護法第四十九条又は第五十四条の二第 以下同じ。) (病院若しくは診療所又は薬局をいう。 一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けている国が開設した病院 公告の日において現に生活保護法第四十九条又は第五十四条の は、 当該公告の日に第 (平成九年法律第百二十三号) 第八条第二 一項又は前項の規定により読み替え 以下同じ。)又は地域密着型介 一項の規定による

4 • 5 (略)

四十九条又は第五十四条の二第一 十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十四項に規定する 護老人福祉施設等 等 おいては、 の指定を受けたものとみなす。 公告の日に第一項又は前項の規定により読み替えて適用する生活保護法第 第二十六項に規定する介護療養型医療施設をいう。以下同じ。)は、 介護老人福祉施設、 |第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けている国が開設した病院 (病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。)又は地域密着型介 公告の日において現に生活保護法第四十九条又は第五十四条の (介護保険法 同条第二十五項に規定する介護老人保健施設又は同条 (平成九年法律第百二十三号) 第八条第二 項の規定による当該特定広域団体の知事 当該

4・5 (略)

- 6 -

四~六十一(略)	ること。 年法律第 号)第七条第一項に規定する道州制特別区域計画に関す	三の五 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八	一〜三の四 (略)	め、次に掲げる事務をつかさどる。	3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するた	2 (略)	第四条 (略)	(所掌事務)	改正案
四~六十一(略)			一〜三の四(略)	め、次に掲げる事務をつかさどる。	3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するた	2 (略)	第四条 (略)	(所掌事務)	現